

議会運営委員会

平成29年12月14日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男
平川 理恵
伴 議 長

○小村 尚己
嶋田 善行

小林 誠
奥村 容子

2. 理事者出席者

総 務 部 長 面卷 昭男

3. 会議の書記

議会事務局長 真弓 啓 同局長補佐 大塚 美季

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、小村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。会議録署名委員に、奥村委員、小村委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございます。レジメに沿って進めていきたいと思っております。

初めに、1. 協議事項の（1）平成29年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果をごらんいただきたいと思っております。各常任委員会に付託されました10議案は、いずれも満場一致で可決すべきものとされております。

いずれの議案につきましても最終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させていただきたいと思っております。

討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定があるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にもかかわってまいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思っておりますが、ございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長

それでは、現在のところ、討論の予定はないということで確認をしておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

①の付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②追加日程についてを議題といたします。

前回の議会運営委員会で、中西議員の議員失職に伴う当委員会の欠員の補充について、建設水道常任委員会で補充委員の選任をお願いすることとしておりました。また、初日の全員協議会で、議長から、建設水道常任委員会と厚生常任委員会の欠員補充についてもそれぞれの委員会で審議していただけるようお願いをされておりました。

それらの結果について、議長からお知らせいただけたらと思います。
伴議長。

議 長

今、委員長がおっしゃいましたように、議会運営委員会の欠員補充として1名の選任を建設水道常任委員会にお願いしておりました。また、建設水道常任委員会と厚生常任委員会においても欠員が発生しておりましたので、その補充をするのか、しないのかをそれぞれの委員会で審議していただくことをお願いしておりましたので、その結果をご報告させていただきます。

それぞれの委員会でご審議いただきました結果、議会運営委員会の欠員補充としましては坂口委員にお願いすること、また、建設水道常任委員会及び厚生常任委員会の欠員補充については、5月の委員会の改選まで残り期間が短いことから、補充は行わないこととされましたので、ご報告させていただきます。

委員長

ただいま議長からありましたように、議会運営委員会の補充の委員としては、建設水道常任委員会として、坂口議員にお願いするということです。

また、建設水道常任委員会、厚生常任委員会の欠員補充につきましては、それぞれの委員会で審議された結果、両委員会とも、補充は行わな

いこととされたとのことです。

以上のことから、お手元の追加日程表をごらんいただきたいと思うのですが、追加日程1として議会運営委員会委員の補充選任についてを追加し、議長から建設水道常任委員会の補充委員として坂口議員を指名していただくことといたします。

現在までに追加提案を予定されているものはこの1件ですが、このほかに、提案等を予定されているもの、あるいはまた、提案等の予定があるとお聞きになっているものはございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは、議員提案の予定は、現時点ではないものと確認をしておきます。

追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただきますので、議長には、進行方よろしくお願いいたします。

それでは、(1)平成29年第5回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りしています日程案について、事務局から説明をお願いします。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、次期定例会の日程案につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、県立高校の卒業式の日程について、前回、調査を指示されて

おりましたが、土日にかかわらず3月1日に卒業式はされるということで確認をいたしました。

では、お手元の日程表（案）をごらんください。まず、3月1日は県立高校の卒業式が予定されており、町長が法隆寺国際高校の卒業式に招待されることが見込まれますことから、3月2日金曜日を初日とし、3月23日金曜日を最終日とする、会期22日の案を示しております。

まず、3月2日金曜日を初日とし、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、3月3日から6日までは休会、7日水曜日、8日木曜日を一一般質問とし、9日金曜日は予算審査特別委員会の1日目、10日、11日は休会とし、12日月曜日、13日火曜日は、9日に引き続き予算審査の特別委員会の2日目と3日目、そして、14日水曜日は建設水道常任委員会、こちらは、同日午前9時30分から幼稚園の卒園式のため、午後1時30分開会、15日木曜日は厚生常任委員会、こちらも、同日午前9時30分から中学校の卒業式のため、午後1時30分開会、16日金曜日は総務常任委員会、こちらも、同日の午前9時30分から小学校の卒業式のため、午後1時30分開会、17日、18日は休会としまして、19日月曜日に議会運営委員会、20日火曜日から22日木曜日までを休会とし、23日金曜日を最終日とする、会期22日間の案でございます。

なお、ごらんいただきましたとおり、一般質問と予算審査特別委員会の間に、本来ですと1日あけるといこととしておりますけれども、幼稚園の卒園式等の日程が3月14日から始まりますことから、13日までに予算審査を終わらせる必要があるということで、詰めた日程としてお示しさせていただいております。

また、3月12日、農業委員会と予算審査特別委員会、この日程が重複しておりますけれども、農業委員会の所管であります都市建設部、こちらの審査の順を変えるなどして対応してまいりたいと考えておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。以上でございます。

委員長

ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 議会運営委員会の、19日にあるんですけれども、これ、委員長報告作成するのに、時間的な余裕はあるんですか。

議会事務局長 委員長報告に関しましては、議会運営委員会終了後2日間日程あけるということで、今回、それに関しては同じようにとらせていただいております。

委員長 委員長報告は、ちゃんとつくりますので。 嶋田委員。

嶋田委員 委員長そうおっしゃるんでしたら、それはそれで結構です。

委員長 平川委員。

平川委員 一般質問と予算委員会の間に1日あけられないとか、農業委員会と予算の委員会が重なるっていうことで、結構きついですけど、それを逆に、2月に開会をずらすっていうよりはこのほうがいいっていう判断なんですか。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 そのあたり、理事者のほうとも相談はさせていただきましたけれど、ちょっと、1日早くしますと、2月の24日ですかね、少し、ちょっと、予算的な話でもお話しさせていただいたと思うんですけど、そのあたりで厳しいという話がありましたので、ちょっと苦肉の策というか、スケジュールではございますけども、こういった案とはさせていただいております。そのあたりをご議論いただければと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時09分 休憩)

(午前9時19分 再開)

委員長 では、再開いたします。
嶋田委員。

嶋田委員 休憩中にいろいろ協議させていただきまして、私はずらしてもいいんやないかなとは思っておりましたが、やはり年度末ということもあり、人事異動の件もありますので、一応、この出していただいた案で結構かと思います。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 あと、冒頭、事務局長からも説明がありましたように、予算委員会の2日目に農業委員会がかかっているということで、審議の順番によっては農業部門の関係、職員さんとの農業委員会とがぶつかりますので、その調整は必要になってくるかとは思いますが、それはまた予算委員会のメンバーが確定してから委員長にご相談いただくということで、この時点では確認しておきたいというふうに思います。

そうしましたら、3月定例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

3月定例会の日程につきましては、予定ということで確認をしておきます。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題といたします。

①議会の運営にかかわることについてですが、前回の委員会で、一般

質問を常任委員会の後にした場合の日程案を資料として提出させていただいておりますので、それも参考にしながら、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

前回いただいた意見としては、議会運営委員会の日程、こういう形で組むのであれば、議会運営委員会は一般質問の後に持ってくるべきではないかというご意見いただいていたのと、あと、予算委員会までの日程ですね、あまり期間がないので、調査をしたりとか、議案書等を読み込む時間が短くなるのではないかというご意見いただいていたけども、ほかはいかがでしょうか。 平川委員。

平川委員 広報の兼ね合いは、次回の広報の委員会でこのことについて話し合うということだったかなと思います。なので、広報としての結論がまだ出ていないと。

委員長 嶋田委員のほうから、広報のことは広報で相談しますとって前回ご意見いただきまして、その後、広報委員会の中では、この議論っていうのはしていただいているのでしょうか。 平川委員。

平川委員 初日の日に広報委員会があったんですけど、そこではそういう提案があるっていう説明があっただけで、どういうふうなスケジュール感でやっていくかっていうことについては次回以降の広報の委員会で話すことになっているので、まだ具体的な話はできていないっていう状況です。

委員長 広報の中身については広報で議論していただくというのは、また、今の段階ではできていないということですけども、議会運営委員会として、どういう日程の組み方をしていくのかっていうのは議論できるというふうに思いますので。

前回、小林委員のほうからは、1度これで、一般質問後ろに持ってくるという形でやってみないとわからないので、やってみてはどうかということでご意見いただいていたけども、ほかの委員さんはいかがでし

ようね。 嶋田委員。

嶋田委員 初日の全協でも、委員長のほうから委員長報告としておっしゃっていただきまして、議員さんの中には、何でそんなんすんねんと、別にする必要ないやないかという声も聞いております。そして、この間の広報委員会でも、多少は話はさせてもらいましたけれども、議員さんの中には、一応、一般質問のテープを聞いて確認してからやりたいというふうな方もいらっしやいましたのでね。

これ、もともと一般質問の内容を町民の方に周知するということが始まったことだと思いますのでね、一応、今、ホームページに載せていますので、それでしばらく様子見ていってはどうかなと私自身は思っております。

委員長 住民さんへの周知期間も長いほうがいいやろうという議論もありましたけども、あと、常任委員会との関係ですね。一般質問で質問しても、担当の常任委員会で詳細に報告させていただくというので、一般質問の段階では十分に答弁をしていただけないということについて、それだったら常任委員会の後に一般質問を持ってきてはどうかということも、日程組みかえの最初の、動機というんですかね、話の始まりというか、そこも日程を組みかえてはどうかという議論のスタートでしたので、そのことも含めて検討していく必要があるかなというふうに思いますが。

平川委員。

平川委員 今回の議会の中で、道の駅のことだったり、私が質問させていただいた創業支援センターのことだったり、委員会の中でどんな説明があるのかわからない中で通告させていただいて、委員会でも詳細は説明しませんが、けれどもっていう形で一応の答弁をいただいたと思うんです。この日程だと、委員会の中で詳細な説明があった後に、じゃあ一般質問でどういう質問をするのかっていうところが、ちょっと質問のやり方が難しいかなって。委員会のほうが具体的な細かい話とかが聞ける場だと思うので、それが終わった後で一般質問で大枠な話を聞くっていうのは、ちょ

っと今回の議会なんかの状況からすると、この日程だとやりにくのかなっていうふうには感じました。

委員長 奥村委員。

奥村委員 今回の平川委員のご意見とちょっと重なる部分があるんですけど、通告書を先に出しますよね。そうしましたら、その内容というのはもうそのまま変わらずいくっていう形ですので、一般質問が常任委員会より後に持ってくると、自分の質問っていうのが、何て言うか、変化はできないので、何かまた委員会と重なったりとか、いろいろするのではないのかなと思うんですけども。

委員長 一応、案としては、通告は初日に出す案で出させてもらっていますが、だから通告を委員会の後に持ってくるっていうのも、日程としては考えられないことはないですけども。 平川委員。

平川委員 そもそもこの一般質問後に持ってくるっていう議論は、ホームページに早く周知するっていうところからスタートしていたかなと思うので、委員会の後に通告書を出して、ホームページに載せるっていうのであれば、そもそもの議論のスタートとちょっと変わってくるので、このスケジュールでいくのであれば、一般質問の通告は初日っていうスケジュールになってくるのかなと思うので、というふうに思います。

委員長 それは意見として当然あるとも思いますけど、今のスケジュールで言うと、初日に出して、例えば土日挟んだとしても、4日ですわね。この新しい日程案で見ますと、常任委員会と一般質問出るまでの間はもうちょっととれるかなと。だから、そんなに変わらないっていうふうに思うんですけど、別にそれでも結構ですけど、議論としては、周知期間を長くとりとういうふうにすると、初日から、今の形でやるよりも、間隔はとれるかなとは思いますが。ただ、別にそんなに変わらないよっていうことであったり、今、平川委員のおっしゃった意見で、初日に持つ

てきてきちっと周知するほうが良いというのであれば、それはそれでそういうご意見なので。

平川委員　それと、通告書、先ほどおっしゃったように、委員会の後に出すとなると、全員揃わないので、くじ引き、今やっている、そういう順序を決めたりっていうことをする日程がなくなってしまうので、やはりこういう、一般質問を最後に持ってくるとしても、本会議のあるときに通告をして、順番を決めてっていうスケジュールにしていけないといけな
いっていうことになるので、やはり、私は、このスケジュールでいくのであれば、もう今までどおりのほうが良いのかなっていうふうに思います。

委員長　今、平川委員のほうからも、今までどおりでいいのではないかというご意見ですね。

奥村委員、いかがでしょうか。

奥村委員　そうですね。私自身としては、流れとしては、今までどおりの流れのほうがやりやすいかなと思いますけど。

委員長　小林委員は。

小林委員　これまで一般質問、通告させていただいても、委員会のほうで答弁させていただきますのでちょっと勘弁してくださいっていうのがありましたけども、最近、ちょっとなくなってきたのかなというふうに、正直、思うところがあります。もう、一般質問したら一般質問のほうで担当の理事者側のほうもほぼ答えていただける状況になってきたのかなって
いうふうに思っています。

その中でですね、一般質問を後ろに持ってきたのは、担当の委員会のほうでかぶる内容もありますので、それだったら、常任委員会が終わった最終日ぐらいに通告して、ゆっくり、担当の常任委員会で詰められなかったところをしっかりと一般質問で議論していただきたいなと思っ

て一般質問を後ろに持ってきましたけれども、そう言われると、最近、先日の僕の一般質問も、委員会のほうで詳細に報告させていただきますけれどもという前置きをしていただいた上での一般質問になりましたので、それでしたらあんまり、昔ほど一般質問に対する問題、課題がなくなってきたのかなと思いますので、現状のままでも、通告のタイミングを変えないのであれば、現状のままでいいのかなというふうに思っております。

委員長

部長いらっしゃるので、ちょっと確認したいんですけど、一般質問で答弁していただくのに、以前でしたら、担当常任委員会で報告させてもらうので、一般質問での段階での答弁は、やったとしても簡易なものにとどめるというような状況が、今回、一般質問で、委員会で詳細に報告させてもらうっていう前提は置きながらも、一般質問でも中身について結構しっかり答弁してくれてはったと思うんですけども、そこはいつもどういうふうにちょっと確認されているのでしょうか。 面巻総務部長。

総務部長

私どもといたしましては、やはり委員会のほうに先にご報告をするべきやと私自身も考えておりますので、そういった形では、やっぱり相当悩むんです。この案件については、例えば今議会やったら12月の委員会でご報告せなあかん案件やと。ただ、一般質問で問われているというところで非常に悩むところでありまして、そういった部分で非常に今回も悩んだというところが正直なところでございます。

本来でしたら委員会にきっちりのご説明するべきなのかなというふうには私自身は思っておりますけども、そのあたり、一般質問でも問われているし、委員会でもきっちりのご説明せんあかんという部分で、迷うところはあるのは確かでございます。

委員長

本来、議会のほうとして、だったら議員の一般質問に対してどういう答弁、どこまで答弁していただくべきなのかなというのはこちらで話しして、それで理事者のほうにお願いをするという筋のものなのかなと、今、ちょっと聞いていて思ったんですけども。それをこちらがやっぱり決め

ておかないと、理事者のほうが困ってしまうという状況かなというふう
に思います。ただ、ちょっと今の時点でそのことをについて、各委員長
さんも全員いらっしゃいませんので、ちょっとその議論をここでするっ
ていうの難しいとは思いますが、それについては、ちょっと今後の
検討課題かなと。

ただ、今回のように、一般質問でも一定の答弁していただくと、今後、
まとめていけるのかどうかわかりませんが、この状況であれば、日
程については、あえて一般質問を常任委員会後に持ってくる必要もな
いのかなと。

暫時休憩します。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時52分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

小村委員。

小村委員 今、今議会の一般質問の答弁であるのであれば今の日程でもいいのか
なと思うんですけども、今議会みたいに一般質問に対しても一定の答
弁をしていただくという方向性については町に確認をとったほうがいい
のかなというふうには、議会として、私は思います。

委員長 休憩中にいろいろ議論させていただく中で、その確認っていうのか、
議会のほうでまずどうしてもらいたいのかっていうのを、全議員さん
の意見も聞いて、ちょっと方向性見定めていく必要があるかなというふ
うに思いますので。

それぞれ、委員、意見聞かせていただくと、今回のような一般質問で
答弁いただけるのであれば、今までの日程でいけるんじゃないかとい
うことですので、そのことにつきましては、全員協議会のほうですね、
議長のほうから各議員さんの意見についてちょっとお聞きいただけれ
ばなというふうに思いますので、そのことも議長のほうからを通じて確

認をさせていただいて、また議会の意思として、方向性定まるのであれば、理事者のほうにそれをお願いをするということを確認させていただくということで、今回、事務局のほうでこういう素案つくっていただきましたけども、結論としては、今までどおりの日程で進めていくということを確認しておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 あと、事務局のほうから、アクセス数ですね。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 9月の議会から一般質問のほう、ホームページでの掲載を始めておりますけども、その件数について、ちょっとご報告のほう、させていただきます。

9月の1日から7日、これが開会から一般質問の2日目までの日程ですけども、これで92件、アクセス数ございました。今回、12月1日から、これも一般質問の2日目、12月7日までの間、この間で162件ございましたので、一定の効果はあらわれているなというところではございました。以上でございます

委員長 ありがとうございます。

やれるところからやってみようということで、通告の内容についてはホームページで掲載をしていただいて、そういう反応があるということで報告いただきましたので、確認をしておきたいと思います。

そうしましたら、①の議会運営にかかわることについては、結論としては、今までどおりの日程の組み方をすることで確認をして、終わっておきたいと思います。

総務部長のほうから、ほかに報告いただくことはございませんか。

(な し)

委員長 それでは、総務部長には他の公務もございますので、ここで退席して

いただくことといたします。

どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時55分 休憩)

(午前9時56分 再開)

委員長

では、再開いたします。

次に、②災害時における議会の対応についてですが、これも前回の委員会で、作業部会で作成いただきました斑鳩町議会議員災害時行動マニュアル（素案）と斑鳩町議会災害対策本部設置要綱（素案）を提出していただいておりますので、委員皆様のご意見等をお聞きしたいと思えます。 嶋田委員。

嶋田委員

作業部会の委員さんにはいろいろお世話かけて、ありがとうございます。

内容を読ませていただきまして、私が今まで災害時に見聞きしたことで、経験したことで申しますと、事務局が、このマニュアルによると事務局が町と議会側の連絡役みたいな感じで書かれておりますが、実際、災害時は、事務局は行政のほうの、マンパワーというんですか、のほうを主にやっておられるということで、連絡役、調整役みたいな感じ、できるのかどうか疑問に思いましたので、そこら辺、ちょっとお伺いしたいと思えます。

委員長

真弓議会事務局長。

議会事務
局長

ご指摘のとおり、やはり実体的には、災害の状況、種類、規模によっても変わってまいりますけれども、何せこの小さな役場でございますので、職員数、限られております。そういった中で、実体的には難しいというところが現実だとは思っています。

嶋田委員 私も、今までの経験から、もうこれは難しいなと思いました。そこら辺、どのようにしていくのか、ちょっと私自身、今、わかりませんので、そこらへんもご協議していただけたらありがたいと思います。

委員長 今、嶋田委員から出していただいたご意見ですね。要綱のほうで言いますと、1 ページ目の組織のところの第4条ですね、の中で、「議会事務局職員は、町対策本部に所属し、その任に兼ねて町対策本部及び議会対策本部を連絡するものとする」という文言が入っていたり、あと、議会対策本部が設置された場合ですね、議会事務局職員は登庁して議会対策本部の議員に対する連絡等の事務に努めるというような定めになっていると思うんですけども、実際に災害が起こったときに、今提起していただいた問題もあって、議会対策本部の事務の仕事ができるのか、あとは町との連絡役との役割が果たせるのかっていうことについては、難しいんじゃないかということですね。実際に、局長からも、町の対策本部の人員として組み込まれているので、実際には難しいんじゃないかと。

それについてどうしていくのかというと、じゃあ、事務局の職員さんなしに議会だけで対応していくことが可能なかどうかですね。だから、内容を見せていただくと、町の対策本部が設置されたときに議会としても対策本部設置するんですけども、職員さんに連絡役として会議に出席していただくっていうふうになっていると思うんですが、例えばそれを議長なり副議長なりに出席していただいて、そこで情報をつかんでいただくと。そしてそれを持ち帰っていただいて、各議員に議長、副議長のほうから連絡をいただくと。だから、その時点で議会事務局の職員さんが動けるようであればそういう対応はしていただくのは可能かと思いますが、だから、動けない場合ですね、これは議長、副議長、もしくは各議員がそれぞれそういう役割を果たすというような定めに変更していくということで対応していくしかないのかなというふうに思います。

また、職員さんが被災されて、議会対策本部が設置されても登庁できない、来られない場合にもやっぱりそういう対応が必要かなと思います

ので、だから、対応を考えるとすると、そういった文言を整理して、加えていく必要があるかなというふうには思うんですけども。

なかなか、いろいろね、これまでも、飯島さんとか、あと、いろいろ行かせてもらったけど、実際に災害はまだ起こって、この要綱はつくったけども、それを適用したことがないんですというところが多かったので。九州のね、やつは議長に行っていていただいて、報告もいただきましたけども、なかなか、だから。 伴議長

議長

正直言うて、決めるのは本当に決められるし、今、嶋田委員がおっしゃられたような問題点もすぐ出てくると。それ以外のものに対しても、正直言っているいろいろな、現実問題なってくると難しい、本当に難しいなと思いつながら見せていただいております。

一応、対策本部というのを議会のほうでつくり、そしてまた私が役所のほうに来るといのはやぶさかではないんですけど、何しろ、水であるか、また、揺れであるか、火災であるか、ケース、全体のものか、地域的なものか、これは正直言うて難しいなとは思ってはおることは事実です。

委員長

あと、それぞれの条項での文言についても協議をしていきたいというふうには思うんですけども、もともとですね、今回、作業部会のほうで、要綱とマニュアルということで素案作成していただいて提出していただいたんですけども、方向性としては、まずは申し合わせ程度で確認をしておいたほうがいいんじゃないかということもありまして、その方向性について、ちょっと確認をさせていただきたいなと思うんです。

今、意見出していただいた問題なんかも含めて、ちょっと、実際にこれを活用するという段階において、要綱に設置して広く住民さん、町内外にも見えるような形で発信してしまうというのがふさわしいのかどうかですね。だから、もう申し合わせ程度にしておいて、実際にやっぱり1回、起こったらあかんのですけども、災害経験して、現実的な対応ができる段階で要綱に格上げをしていくというほうが私は望ましいのかなとちょっと思うんですけど、そこら辺について。 伴議長。

議長 今、これちょっと委員長おっしゃられたように、これ、そのとおりや
思いますねん。はっきり言うて、この議会のっていうのは、議長かて、
2年、今現在2年でかわりますわな。それなら、これ、ずっと、何年か
後に起こったとき、実際これが、引き継ぎで、こう、していくかという
のは、非常に難しい。委員長も、毎年、これ、要綱に書かれるものもか
わってくる。人選がこうなっていく中の組織ですので、もうほんまほわ
っとするのが私は望ましいと、そういうふうに思います。

委員長 今、議長からも意見いただきましたけど、委員さんのほうではいかが
でしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 私も同じように、これ、文言もいろいろこういうふうに考えていたん
ですけれども、もう申し合わせでいいのではないかなと。もうケースバ
イケースですからね。そして、私自身も消防団に入っておりますので、
災害発生時、また復旧時にはそちらのほうのマンパワーとしても動かな
あかんので、申し合わせいう形で結構かとは思いますが。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 そうしたら、ほかの委員さんもそういう形で、今回、議会運営委員会
として作成させていただく段階では、もう要綱ではなくて、申し合わせ
という形で整理をさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、その点については、まず確認をさせていただきます。

あと、それぞれ内容について、改めてご意見お聞きしたいと思うんで
すけども。

先ほど嶋田委員から出していただいた点について、私のほうでも少し考え方述べさせていただきましたけども、委員さんのほうでも、こういうふうにすればいいのではないかとかいうご意見があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思いますが。

作業部会のほうでね、小村副委員長と平川委員と奥村委員と入っていただいて、作成していただいて、出していただいていますけども、改めて、提出していただいて、検討する中で、つくった段階とは、議論は進んでいきますのでね、改めてこういうふうにしたほうがいいのかというふうにご意見があれば、気兼ねせずに出していただければというふうに思います。 嶋田委員。

嶋田委員 もう基本的には、ほんまの基本的にな、この町対策本部と議会対策本部、二頭立てやなしに、町対策本部の要望により、もしか必要であれば設置すると、そういう感じで、まず、いいのではないかなと思っております。その場合、町対策本部の要望であれば、やっぱり事務局も議会のほうの対応やっていたらいいのではないかなと、そのように思っておりますのでね。

その議会対策本部というのは、基本的には復旧時だけのことになってこようかと思えます。復興時には、もうその対策本部やなしに、議会としての対応を求められてくるのではないかなと、そのように思っておりますのでね。せやから、そこらへんにもう絞っていったらどうかなと思えます。

委員長 これ、つくっていただいている中で、初動期と中期と後期というふうな、段階、一応分けて設定していただいて、初動期には、もう議会対策本部としては設置しないと。中期以降ですね、設置して、さらに通常の議会が運営できる状態になったら、もう対策本部は解散するという位置づけもされていますので。だから、実際に活動するのは中期がメインになるうかと。

嶋田委員 それももちろん承知はしておりますけども、それでいくと、48時間を初期と考えるというの、大規模の場合はね、48時間では到底無理な

状態だと思いますのでね、僕はもう、こういうふうにあれするよりも、もう箇条書きみたいな申し合わせでいいのではないかなという気は、読んでいてしました。

そして、議会のできるということなら、やっぱり行政からの、指示とは言いませんけれども、行政からの要望なりによって動いていくのではないかなと思いますのでね。

委員長

議会のほうとしてですね、行政からの要望もお受けしていく必要はあるかと思いますが、やっぱり住民さんの状況つかんで、住民さんにどんなことが必要なのかと。どの段階で、例えば国や県に対して要望していったりとか、中期でも、やっぱりそれが必要になれば当然やっていく必要もあるでしょうし、だから、その段階で行政から要望があるかどうかという判断、その必要性の判断をやっぱりこっちで主体的にしていくことも必要になってくるのじゃないかなというふうには思うんですけども、今回、これ、つくっていただいて、より、何て言うのかな、絞っていくという意味では、例えば情報について、これは不必要ではないかというご意見も出していただければ、削って行って、まとめていきたいなというふうに思いますけども。

私も見せていただく中で、今、嶋田委員おっしゃっていただいた、48時間たった時点で議会棟に参集することを原則とするというふうに、原則とするっていう形でまとめていただいていますので、必ず原則どおりにはいかない場合もあるというふうには思いますから、ちょっとそれができるのかなっていうことも疑問には思ったんですけども、一応この文言でも対応はできるかなというふうに感じたり、あと、例えばですね、マニュアルの5ページですね、5番の行動・参集・連絡時の留意事項等っていうことで、服装・携行品ということ、ヘルメット、手袋、懐中電灯とか、いろいろ書いていただいているんですけども、これはここまで記載する必要もないのかなとちょっと思ったので、この辺については、例えば削除してもええかなというふうに考えたりもしましたので。

だから、そこのところはいろいろ整理して行って、絞っていくという作業をすれば、まとめていけるかなというふうに思うんですけども。

嶋田委員。

嶋田委員　　そうしたら、もう、要綱、マニュアル。僕はもうマニュアル、これ、
どうかなと思っているのは、要綱、マニュアル、これは合体させて、削
るべきところは削っていくという感覚でええわけですか。

委員長　　合体。合体するかどうかもあるんですけど、それも含めて意見出して
いただいて、言うているように、必要、これはないほうがいいんじゃない
かとかいうのについては削減して行って、整理できると思いますので。
あくまでも飯島町で使っておられる分を参考にして、それを斑鳩町に置
きかえる形で、素案という形でつくっていただいていますので。斑鳩町
として実際に災害時に対応できるようなものとして整理はしていきたい
と思っていますので。

嶋田委員　　そうしたら、これ読まさせていただきます、なかなかよくできているな
とは思っていましたがけれども、自分自身の疑問点をピックアップした
だけのことで、ここを削ってこのようにという感覚ではなかったもので、
またそういうことで再度読み直しさせていただくことをしたいと
思いますけれども、それでよろしいですか。

委員長　　今年度中にはまとめていきたいなというふうに思っています、申し
合わせにしようという方向性については、きょう確認させていただきました
ので、だから、次回以降、要綱ではなくて申し合わせの素案という
形に変更させていただきます、また今年度中に整理をしていけるように議
論進めていきたいと思っております。　平川委員。

平川委員　　申し合わせの素案のイメージがちょっとつかないんですけど、その場
合は、この要綱をベースにするんですか。それともマニュアルをベー
スにするんですか。

委員長　　今、2つ出していただいたので、要綱のほうを申し合わせということ

の素案にしていこうとは思いますが、ただ、先ほど嶋田委員がおっしゃったように、合体させたらどうかというご意見もありますので、一応、要綱を申し合わせというふうにして、資料としては2つ残していく中で、だから、合体することも含めて整理していけたらなと思います。だから、要綱で基本的な大きな方針定めて、詳細なことについてはマニュアルでっていうふうに整理していただいていると思いますけども、同じ文言が出てきている部分もありますので、だから、そこはそのままひっつけられますし、だから、マニュアルで書いている部分をこの申し合わせの素案のほうに吸収していくということも可能かと思えますので。

ただ、あと、年度末までそんなには回数ないので、必要であれば閉会時にも開催させていただいて、それはきちっと今年度中にまとめていけるように議論をしていこうというふうに思いますが、

ほかにもご意見あるようでしたら、なるべく早目に出していただけるほうが整理はしていきやすいので。疑問点なども、きょうお持ちでしたら出しておいていただければありがたいですけども。 小林委員。

小林委員

災害時、いろいろな情報をいただきたいと思うんですけれども、議員としても、やっぱり役場のほうも、行政側も忙しいと思うので、やっぱり遠慮する部分があるんですけれども、中期のところ、「議会事務局長は、町対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに議会対策本部へ必要な情報を提供する」。すみません、マニュアルのほうなんですけれども、最近、もうメールのほうで、防災メールとかいろいろ見させていただいて、それを参考に行動させていただいているんですけれども、飯島町さんのほうではですね、防災メール、各個人に、防災メールに送っている情報とまた違うような情報があるのかとか、どういう情報を送っているのかっていう、飯島町ではですね、情報がまた知りたいなと思いますので、そういう情報、聞くことができるんですしたら、どういう情報を集めて、どういうふうな状態にして、マニュアルというか、そういう書式があるんですしたら、どういう情報を各議員さんに送るような体勢になっているのか、また聞いていただけたらありがたい、教えていただけたらありがたいと思いますので。

委員長 事務局のほう。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 実は、これを聞くに当たって、実際どうですかという話をさせていただいたときに、先ほどありましたけど、向こうさんも、実際に発動したことはないんです。っていうところで、見直しが必要だなっていうところもやっぱり感じておられましたし、ですので、恐らくこういった情報もされていない状況だと思います、お話の感じといたしまして。あと、連絡手段に関しても、ちょっと向こうさんは割と議員さんが年齢層が高いというお話もありまして、そのあたりも悩んでおられたのは確かでしたので、恐らく実績はお持ちでないというふうには感じております。

小林委員 私自身は、災害時にどういう情報がほしいのかなというのがしっかりと明確にわかっていない状況でして、町が発信している防災メールって、あれ、すごく参考に、あれに基づいていろいろ行動させていただいていますけれども、この災害時にどういう情報がいただきたいのか、町としても、町行政の内部として、今、こういうふうな状態で動いていますっていうのは、どういう情報を議会に提供するのかっていう整理もあわせてしていかななくていいんですか。

委員長 それは逆にこっちがどういう情報がほしいのかっていうことで、だからそれを整理して、一本化して、町の対策本部なりに伝えて情報交換をするということになろうかなと。向こうのほうから議会に対して発信したい情報っていうのも、より分けるのは難しいとは思いますがね。住民さんのほうに発信していくっていうのでいっぱいだと思いますし。中期の段階で、例えば国や県に対して予算要望してほしいということがあれば、議会に町のほうから依頼があったりするかもしれませんが、それ以外の部分で情報提供っていうのは、やっぱり議会のほうから何を求められるのかによって、だから、出せるものは出していただくという対応になろうかなというふうにはちょっと思うんですけども。

あと、私も読ませていただいて、だから、先ほどの議会事務局の職員

さんが来られない場合の対応で、やっぱり議員がそれぞれ、それぞれの個々の議員の安否確認をして議長に情報収集するというような際に、連絡網の確立も必要かなというふうに思いました。連絡手段についてはこうやっていうのも書いていただいていますけど、そもそも議員個々の携帯の電話番号知らなかったりとかいうこともありますので、その辺のところもやっぱり確認していく必要があるのかなと。お互いにやっぱり連絡がつくような体制とっていったってというような対応が当然災害時には必要になっていくのかなというふうにちょっと思いましたので、そういう部分は書き足していく必要があるなというふうにちょっと思ったんですけども。 伴議長。

議長 確かにおっしゃるのは、現実問題、そのとおりでありますが、私らも4年に1回改選があって、そしてまたメンバーも変わっていく。その中で、またこれがきて、ずっとなっていく。できるだけ、先ほど私、ちょっと発言させていただいた、ふわっとちゅう表現というのは、確かにもう必要、絶対これだけはできるなというやつだけでやっていただければというような感じを私は持っております。確かに必要なんですよ。そのときには、多分すると思います。だけど、ここに決めておくちゅうのはなかなか難しいと。また、これがあと10年、20年、30年後、もうこれを知らん人ばかりが議会になっている可能性もありますしね。今、決める段階とまた変わってくると。ないほうがいい。本当に、使わんままですって可能性も十分あるだけに、その辺も踏まえて、ちょっと審議していただければと思います。

委員長 今、議長からありましたように、最低限のもので、やっぱりちょっと絞っていく作業が必要かなと。そういう方向で、だから、せっかくつくっていただいたものを、いろいろ手を加えて項目削減していくことになろうかなとは思いますが、ただ、やっぱり現実問題として、条項に沿って動けるようにしていこうと思うと、やっぱりあまりいろいろ、あれこれ書いていると、そのとおりにできないというものが発生してくるかと思しますので、そこは今、できる段階で精査をしておくという

ことは必要かなと思います。

私も読ませていただく中で、例えばですね、要綱のほうにもマニュアルのほうにも、議員が被災者からの相談に応じて、必要に応じて助言をすることというふうに文言が整理されているんですけども、ちょっとこれも、私たちのほうから住民さんに助言するっていうのは難しいのかなというものであったり、あと、これ、マニュアルのほうの4ページですね、議会が開会されているときの対応で、本会議の開催中に大きな揺れを感じた場合には、議長は、発言の途中であっても直ちに延会または散会を宣言する、これはいいと思うんですけど、その後ですね、議員、出席者及び傍聴者はそのまま議場に待機し、議場から避難する必要がある場合は、議長が判断するというふうになっているんですけども、今、だから、これを作成している中で、議長、そういう認識持っていて、対応していただけるかなとは思いますが、おっしゃるように、議長がかわっていったりして、その場で議長がとっさに判断するというようなことは難しいことも想定されますので、だから、そういう文言については外しておいたほうがいいのかというものもありましたので。

そういう形ですね、今後、いろいろ意見出していただいて文言の整理をしていきたいなというふうに思っています。それぞれ読んでいただいて、どういう方向でこれをまとめていくのかっていうそれぞれの思いがありまして、嶋田委員からも、精査して、条項について、削減も含めて整理していくっていうふうに思っていなかったというご意見もありましたので、また次回以降ですね、そういう形で委員皆さんの意見いただいて、絞って整理をさせていただく方向で協議をさせていただきたいなと思っていますけども

きょうのところでは、ほかにご意見ないようでしたら、今後の方向性だけ今言わせてもらったみたいに確認させていただいて終わっておこうかなと思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、災害時における議会の対応については、今申しあげました

ように、この要綱の素案で出している部分を申し合わせの素案ということに書きかえさせていただいて、また委員皆さんの意見いただいて、絞る方向で精査をしていくということで確認して、終わっておきたいと思います。

それでは次に、③の議長交際費の基準の策定についてですが、これも前回の委員会で、斑鳩町議会議長交際費支出基準の素案を提出しておりますので、それも見させていただきながら、委員皆様のご意見等をお聞きしたいと思います。

これについても、議論の段階で、もう既に文言等についてもこうしたらどうかということで意見いただくのを反映させて作成、事務局のほうで作成していただいています。改めて、ここ、こうしたほうがいいのかというご意見があれば、お聞きしたいと思うんです。

あと、この施行期日ですね、ここは今、空欄になっていますが、今年度中に整理をさせていただいて、できれば来年度の4月1日から施行という形にさせていただこうかなというふうに考えていますが、そのことも含めてご意見いただければと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これで結構かと思います。

委員長 平川委員。

平川委員 この2の支出先の丸の2つめの、この「斑鳩町勢の伸展」の「勢」は、これ、勢いでいいんですか。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 私もちよっと気になりまして、これ、調べましたけども、こういった場合の「勢」は、勢いになるんです。政治にかかわること、行政にかかわることは、政治の政ということで、ちよっと私もこれが気になりましたので、見ておりますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかの部分で、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 そうしたら、また、今年度中にまとめるということですので、きょう結論必ず出さなければいけないというものではないですけども、きょうの段階でほかにご意見ないようでしたら、これで終わっておきたいと思えます。また次回でも、ご意見あればいただいて、最終的には、先ほど申しましたように施行日を平成30年の4月1日という形で、これは議決等は必要ないものですので、ここで確認させていただいて、全員協議会で報告させていただいて、異議がないようでしたら、もうこのまま確認をするというふうにしたいと思えますが、きょうのところはそれよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、③の議長交際費の基準の策定については、以上で終わっておきます。

1の協議事項については、以上で終わります。

次に、2.その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 小林委員。

小林委員 私の一般質問のときにですね、失言がありまして、「片親」という文言を使ってしまいましたので、その修正の協議をお願いしたいんですけども。一般質問のときに「片親」という発言をしてしまいまして、その修正をちょっとお願いさせていただきたいと思えます。

委員長 不適切な表現があったということになるかと思うんですが。だから、それを本会議で発言したことを、例えば修正求めようと思うと、本会議で、こういう発言をしたけども不適切なので訂正しますという発言

を小林議員のほうからしていただく必要があるかなと思うんですけども。だから、きょう、議会運営委員会でそういう、小林委員からの提起いただいて、最終日ですね、その発言の機会を議長のほうからとってもらえればというふうに思うんですが、そういう対応でいいかなと思うんですけど、いかがでしょうかね。 伴議長。

議 長 私も以前、やっぱり訂正という形で、本会議で、一般質問やったと思いますわ、させていただいた。そのときも同じような形で、今、委員長おっしゃいましたような形でやらしていただきましたので、そういう機会をつくらせていただいて、そこで発言していただいたらと思います。

委員長 暫時休憩します。

（ 午前 10 時 30 分 休憩 ）

（ 午前 10 時 33 分 再開 ）

委員長 再開いたします。
真弓議会事務局長。

議会事務局長 今、発言の取り消しの関係でございますが、会議規則の第 64 条におきまして、「議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない」とされておりますので、必ずしも議会の許可が。どちらでも対応は可能ということになります。

委員長 私、先ほど、小林議員本人が本会議で発言して訂正する方法について申しあげましたが、そうでなくても訂正は可能だということですので、小林委員がどちらを希望されるのかいうようなところありますが。

小林委員。

小林委員　それでしたら、議長の許可を得て訂正のほうさせていただきたいと思
いますので、全員協議会のほうでその旨の報告をさせていただきたいと
思います。

委員長　　伴議長。

議　長　　全員協議会で、自分、ここ、こう訂正したいんやと思いますねんけど
ねというような、言うてもうたらええ思いますねん。そうしたら、そな
いしなはれやということできたいと思いますので。そんな感じでええ
思いますで。

委員長　　そうしましたら、小林委員からいただいた提起については、そういう
形で、小林委員本人から全員協議会の場で訂正の旨報告いただくという
ことで確認しておきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「ああ、ちょっと」と呼ぶ者あり）

委員長　　今、委員さんのほうで。
そうしたら、委員さんのほうでは、その他についてはございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長　　そうしたら、すみません、議長のほうで。　　伴議長。

議　長　　すみません、わからんもので申しわけないです。
ちよつとここで、皆さんちよつと検討していただきたいんですねんけ
ど、うちの議会にもそんなに高額でない、うちは政務調査費ない、政務
調査費とは全く違う趣旨のもので、研修費っていうものを創設できれば
など、ちよつと私自身が思っております。

このきっかけっていうのは、ちよつと、今、委員長の、今度ちよつと、

災害っちゅうか、防災関係で勉強しに行かはる。1月の何日か、ちょっと私、詳細には覚えておりませんが、それをちょっと閲覧したときに、金額、たしかあれ、7,000円ぐらいでしたかな、たしかそれぐらいの金額、それ見てね、何かやっぱり、こういうようなときに全て自費で勉強していかなあかん、それは1つの考え方かもわからんけど、よそでも何か、研修費っていうようなことというのは設けてはるところも、そんなに大きな金額でなくて、ある。これは、みんな、これはええん違うかなっていうときには、そういうものも。うちは政務調査費ない。政務調査費の、自分で、こう、やって、領収書出す、ああいうのでなく、もう事務局から直接そこへ振り込んでもらうような、そういう研修ですね、そういうような形で、ちょっと皆さん考えていただけたらいいん違うかなと、ちょっと私思いましたので、ちょっと発言させていただきました。

委員長

今、議長から、そういうものがあってもいいんじゃないかということで提案いただきましたので、ちょっと今年度の検討事項ということで、もう時期的に間に合わないのかなというふうに思いますが、ちょっと近隣の調査等はですね、できる範囲でさせていただいて、また次年度以降のテーマとして、また改めて提案していただくことになろうかとは思いますが、今回、問題提起を受けたということで終わっておきたいというふうに思いますが。 真弓議会事務局長。

議会事務
局長

ちょっと生駒郡内、聞き取りをしましたところ、平群町ではそういった予算措置等はされていないと。安堵町と三郷町におかれましては、2万円、1万5,000円程度とはお聞きしましたが、そういった予算をお持ちですということがわかっております。

今、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱、前回、先進地視察の部分で改正をしたあの要綱ですけれども、あの中で定められているのが、海外視察、先進地視察、現地調査、公益に関する出張、そして各種研修会等派遣という部分がございます。いわゆる各種研修会派遣がこれに当たるわけなんですけれども、このままでも、そういった派遣計画の作成ですね、今までも、郡の研修会でありますとか県の研修会行くとき

にはこの研修計画書というのは出ささせていただいたと思うんですが、その提出で行くことは今でも可能ではないかなというふうには見えるところなんですけども、厳密に言いますと、先進地視察や現地調査の場合は、この費用に関しての記載が明記されていると。各種研修会派遣に関しては、ちょっとそういった記載がない状況です。

ただ、今、たまたま県内の出張に関しては旅費のほうがないということでもありますのでゼロでありますけども、本来、県内の出張費があったところであれば、仮に檀原市に行った場合でも、その対象にはなっているはずですので、そういったことを考えますと、今でもこういう形の参加はできる状況ではないかなというふうにも見ることは可能かなと思っております。ただし、現在、予算措置は、斑鳩町に関してはないところですので、そのあたりの問題はあろうかなと思いますけれども。

あと、ほかの町のほうに聞いてみますと、こういった研修に行かれた場合に、報告義務、議会さんによっては議員さん皆さんに報告されている場合もありましたし、単に提出だけというところもございましたけども、公費での対応ということになりますので、何らか、そういったルール化しているのが必要ではないかなとは感じているところです。

現段階で、すみません、ちょっとそういった情報だけお伝えしておきます。

委員長

私も個人的にですね、例えば郡山市のほうですと、政務調査費とは別に、そういう研修に参加できる費用なんかを、これは議員個人に対してですけども、だから議会を代表してとかそういうのじゃなくて、いう費用を設定しているところもあるような話も聞いていますので、議長のほうからそういう提起いただいて、だから、どういう形で、それも設けるのか、設けないのか含めてですね、ちょっといろいろやっぱり調査して、研究していく必要があるかなというふうには感じたところですので、また、先ほど申しあげましたように、いろいろ議論なんかも必要かと思えますので、次年度以降、また改めて提起していただくことになるかと思えますが、検討していけたらなというふうに思っています。

そうしましたら、この件については、提起を受けたということで終わ

っておきたいと思います。

ほか、議長、よろしいでしょうか。 伴議長。

議長 もう今、おっしゃられた、ちょっと議論が必要なテーマとしますので、また次年度、提起させていただきます。

委員長 そうしましたら、あと、事務局のほうから、何かございますか。

(な し)

委員長 それでは、これをもってその他について終わります。
それでは、継続審査について、お諮りいたします。
お手元に配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。
以上をもちまして、本日の予定しておりました案件は全て終了いたしました。
なお、本日の委員長報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時43分 閉会)